

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第 3 7 3 会計隊長 池田 創平

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

- (1) 件 名：令和 8 年度高ノ峰射撃場で使用する電気
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 数量・単位：1 2 月（予定契約電力：1 9 k V A 予定使用電力量：7, 7 0 0 k W h）
- (4) 受給場所：高ノ峰射撃場
- (5) 契約期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
- (6) 入札日時：令和 8 年 2 月 1 6 日（月） 1 0 時 0 0 分
- (7) 入札場所：会計隊入札室

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者。
- (3) 令和 7・8・9 年度の全省庁統一競争参加資格「物品の売買」D 等級以上を有する者
- (4) 電気事業法第 3 条の 1 項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第 1 6 条の 2 第 1 項に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第 7 3 条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。
- (13) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（R P S 法）第 8 条第 1 項の勧告を受けていない者。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2（5）及び 2（1 2）に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書（様式別途配布）を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（F A X 不可）

(3) 提出期限

令和 8 年 2 月 1 2 日（木）1 2 時 0 0 分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2 月 1 3 日までに書面（F A X 含む）により入札参加希望者に回答する。

5 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/>）

陸上自衛隊都城駐屯地第 3 7 3 会計隊、陸上自衛隊国分駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、都城商工会議所

6 契約条項を示す場所等

- (1) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ又は、都城駐屯地会計隊契約班で閲覧できる。
- (2) 入札関係書類は、都城駐屯地会計隊契約班で配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。
(土曜・日曜・祝日を除く08:15～17:00)
- (3) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

7 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会：一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

- (1) 落札決定後、遅滞なく作成する。
- (2) 適用する契約条項
ア 「物品売買契約条項」
イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
エ 「単価契約に関する特約条項」

12 その他

- (1) 郵便入札は、令和8年2月13日(金)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。

13 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先

〒885-0086

宮崎県都城市久保原町1街区12号

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 (担当：梅ヶ谷)

TEL 0986-23-3944 (内線347) FAX 0986-23-0832

陸上自衛隊都城駐屯地 業務隊 管理科管理班 (担当：柚木崎)

TEL 0986-23-3944 (内線544)

令和 8 年度高ノ峰射撃場で使用する電気

再エネ比率 100%

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	管 財	電気係	作成者
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊 管理科					令和	7 年	12 月 17 日

仕 様 書			
件 名	令和8年度高ノ峰射撃場で使用する電気	作成年月日	令和7年 12月 17日
		作 成 者	都城駐屯地業務隊管理科 防衛技官 柚木崎 豊

1	需 要 場 所	高ノ峰射撃場 鹿児島県曾於市末吉町深川字岡下1753-2番地
	供給地点特定番号	09-0000-0438-1371-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式
	供給電圧	200V/100V
	予定契約電力	19kVA
	予定電力使用量	7,700kWh
	使 用 期 間	自 令和 8年 4月 1日 00:00
		至 令和 9年 3月31日 24:00

2	需 要 場 所	高ノ峰射撃場 鹿児島県曾於市末吉町深川字岡下1753-2番地
	供給地点特定番号	09-0000-0438-1571-0000-0000
	供給電気方式	三相3線式
	供給電圧	200V
	予定契約電力	1kW
	予定電力使用量	60kWh
	使 用 期 間	自 令和 8年 4月 1日 00:00
		至 令和 9年 3月31日 24:00

3 月別予定使用電力量は別表のとおりとする。

4 共通事項

(1) 供給電気の種類等

「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：別添「RE100 technical criteria」の要件 (<http://there100.org/going-100>)

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1kWh時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(3) 再生エネ比率の確認ができる書類の提出

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別紙第1）で半期ごと提出すること。なお、宛先は「分任契約担当官 陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊長」とし、係官に2部提出するものとする。

(4) 環境配慮契約法に基づく要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。

(5) 力率について

力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定

月別予定使用電力量

(令和8年4月 ～ 令和9年3月)

1 高ノ峰射撃場 (従量電灯C, 19kVA)

項 目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	500	120	180	200
5	500	120	180	200
6	500	120	180	200
7	800	120	180	500
8	800	120	180	500
9	800	120	180	500
10	500	120	180	200
11	500	120	180	200
12	700	120	180	400
1	700	120	180	400
2	700	120	180	400
3	700	120	180	400
合 計	7,700	1,440	2,160	4,100

2 高ノ峰射撃場 (低圧電力, 1kW)

項 目 月	総使用電力量 (キロワット時)
4	5
5	5
6	5
7	5
8	5
9	5
10	5
11	5
12	5
1	5
2	5
3	5
合 計	60

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第373会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数
②前年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)を前年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②前年度の未利用エネルギー活用状況	3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③前年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) ② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 前年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊都城駐屯地

第373会計隊長 相原 浩樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 前年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ /kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電（Self-generated electricity）
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力（Purchased electricity）
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成